

## ICOCA 乗車券取扱規則新旧対照表

現行	改定
<p>【ICOCA 定期券の障害再発行】</p> <p>第 26 条 ICOCA 定期券の破損等によって IC 証票乗車券の処理を行う機器での取扱いが不能となったとき、もしくは第 22 条の規定により ICOCA 定期券の再印字を行ったにもかかわらず券面表示事項が不明となったときは、その原因が故意によるものと認められる場合を除き、旅客が、当社が定める「ICOCA 紛失・障害再発行登録申込書」を任意の駅に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、当該 ICOCA 定期券の再発行を行う。この場合、当該 ICOCA 定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票(定期券の通用期間前および通用期間中の場合は再発行登録票兼特別乗車証)を発行し、その翌日から 14 日以内(窓口営業時間内に限る)に、千里中央駅駅長室で再発行を行う。</p> <p>【ICOCA 定期券の払戻し】</p> <p>第 28 条 省略</p> <p>2 ICOCA 定期券が不要となった場合、次の各号により ICOCA 定期券 1 枚につき 220 円の手数料を収受して定期旅客運賃の払戻しを行う。</p> <p>(1) 券面表示の通用期間開始前に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃を払い戻す。</p> <p>(2) 券面表示の通用期間開始後で通用期間中に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から旅客営業規則第 86 条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額を払い戻す。ただし、払戻しの対象となる計算額(手数料を差引く前の金額をいう。)が手数料 220 円に満たない場合は、第 1 項の条件を満たす場合に限り、第 18 条の規定を準用する。</p> <p>省略</p> <p>4 ICOCA 定期券に搭載した定期券機能のみが不要となった場合は、次の各号により ICOCA 定期券 1 枚につき 210 円の手数料を収受して定期旅客運賃の払戻しを行い、SF 残額とデポジットを引き継いだ ICOCA または小児用 ICOCA への変更を行う。</p> <p>(1) 券面表示の通用期間開始前に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃を払い戻す。</p> <p>(2) 券面表示の通用期間開始後で通用期間中に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から旅客営業規則第 86 条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額を払い戻す。ただし、払戻しの対象となる計算額(手数料を差引く前の金額をいう。)が手数料 210 円に</p>	<p>【ICOCA 定期券の障害再発行】</p> <p>第 26 条 ICOCA 定期券の破損等によって IC 証票乗車券の処理を行う機器での取扱いが不能となったとき、もしくは第 22 条の規定により ICOCA 定期券の再印字を行ったにもかかわらず券面表示事項が不明となったときは、その原因が故意によるものと認められる場合を除き、旅客が、当社が定める「ICOCA 紛失・障害再発行登録申込書」を別表 2 の駅に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、当該 ICOCA 定期券の再発行を行う。この場合、当該 ICOCA 定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票(定期券の通用期間前および通用期間中の場合は再発行登録票兼特別乗車証)を発行し、その翌日から 14 日以内(窓口営業時間内に限る)に、千里中央駅駅長室で再発行を行う。</p> <p>【ICOCA 定期券の払戻し】</p> <p>第 28 条 省略</p> <p>2 ICOCA 定期券が不要となった場合、次の各号により ICOCA 定期券 1 枚につき 220 円の手数料を収受して定期旅客運賃の払戻しを行う。</p> <p>(1) 券面表示の通用期間開始前に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃を払い戻す。</p> <p>(2) 券面表示の通用期間開始後で通用期間中に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から旅客営業規則第 82 条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額を払い戻す。ただし、払戻しの対象となる計算額(手数料を差引く前の金額をいう。)が手数料 220 円に満たない場合は、第 1 項の条件を満たす場合に限り、第 18 条の規定を準用する。</p> <p>省略</p> <p>4 ICOCA 定期券に搭載した定期券機能のみが不要となった場合は、次の各号により ICOCA 定期券 1 枚につき 210 円の手数料を収受して定期旅客運賃の払戻しを行い、SF 残額とデポジットを引き継いだ ICOCA または小児用 ICOCA への変更を行う。</p> <p>(1) 券面表示の通用期間開始前に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃を払い戻す。</p> <p>(2) 券面表示の通用期間開始後で通用期間中に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から旅客営業規則第 82 条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額を払い戻す。ただし、払戻しの対象となる計算額(手数料を差引く前の金額をいう。)が手数料 210 円に</p>

現行	改定
<p>満たない場合は、第1項の条件を満たす場合に限り、第32条の規定を準用する。</p> <p>【種類または区間変更の取扱方】</p> <p>第29条 旅客からICOCA定期券に表示された定期券の種類または区間の変更の申し出があった場合には、第28条第1項の条件を満たす場合に限り、旅客営業規則第89条の規定を準用して、別表2に定める駅で当該定期券の払戻しおよび新たな定期券の発売を行う。</p> <p>2 前項の取扱いを行う場合であって、変更後の定期券を磁気定期券で発売する場合、旅客が所持するICOCA定期券については旅客の選択により次のいずれかの取扱いを行う。</p> <p>(1) 旅客が所持するICOCA定期券を不要とする場合は、旅客営業規則第89条の規定を準用して定期旅客運賃の払戻しを行う。ただし、払戻しの対象となる計算額(手数料を差引く前の金額をいう)が手数料220円に満たない場合は、第28条第1項の条件を満たす場合に限り、第18条の規定を準用する。</p> <p>(2) 旅客が所持するICOCA定期券に搭載した定期券機能のみが不要となった場合は、旅客営業規則第89条の規定を準用して定期旅客運賃の払戻しを行うとともに、SF残額とデポジットを引き継いだICOCAまたは小児用ICOCAへの変更を行う。ただし、払戻しの対象となる計算額(手数料を差引く前の金額をいう)が手数料210円に満たない場合は、第28条第1項の条件を満たす場合に限り、第32条の規定を準用する。</p> <p>3 前項第1号の定期旅客運賃の払戻しをする場合、合わせてSF残額(10円未満の端数を切り上げ、10円単位とした額とする)を払い戻すと同時にデポジットを返却する。</p> <p>4 磁気定期券の種類または区間を変更し、新たにICOCA定期券により変更した定期券を購入する場合、旅客が所持する磁気定期券については、旅客営業規則第89条の規定によって払戻しを行い、第20条の規定によりICOCA定期券を発売する。</p>	<p>満たない場合は、第1項の条件を満たす場合に限り、第32条の規定を準用する。</p> <p>【種類または区間変更の取扱方】</p> <p>第29条 旅客からICOCA定期券に表示された定期券の種類または区間の変更の申し出があった場合には、第28条第1項の条件を満たす場合に限り、旅客営業規則第85条の規定を準用して、別表2に定める駅で当該定期券の払戻しおよび新たな定期券の発売を行う。</p> <p>2 前項の取扱いを行う場合であって、変更後の定期券を磁気定期券で発売する場合、旅客が所持するICOCA定期券については旅客の選択により次のいずれかの取扱いを行う。</p> <p>(1) 旅客が所持するICOCA定期券を不要とする場合は、旅客営業規則第85条の規定を準用して定期旅客運賃の払戻しを行う。ただし、払戻しの対象となる計算額(手数料を差引く前の金額をいう)が手数料220円に満たない場合は、第28条第1項の条件を満たす場合に限り、第18条の規定を準用する。</p> <p>(2) 旅客が所持するICOCA定期券に搭載した定期券機能のみが不要となった場合は、旅客営業規則第85条の規定を準用して定期旅客運賃の払戻しを行うとともに、SF残額とデポジットを引き継いだICOCAまたは小児用ICOCAへの変更を行う。ただし、払戻しの対象となる計算額(手数料を差引く前の金額をいう)が手数料210円に満たない場合は、第28条第1項の条件を満たす場合に限り、第32条の規定を準用する。</p> <p>3 前項第1号の定期旅客運賃の払戻しをする場合、合わせてSF残額(10円未満の端数を切り上げ、10円単位とした額とする)を払い戻すと同時にデポジットを返却する。</p> <p>4 磁気定期券の種類または区間を変更し、新たにICOCA定期券により変更した定期券を購入する場合、旅客が所持する磁気定期券については、旅客営業規則第85条の規定によって払戻しを行い、第20条の規定によりICOCA定期券を発売する。</p>